

令和 7 年 11 月 21 日

長岡京市議会議長

~~白石多津子様~~

上村 真造

〒615-8035

京都府西京区下津林芝ノ宮町 31 プリオール桂 105 号

電話番号 080-3796-6249

ハラスメントから職員を守る京都府民の会

代表 中路 式雄



東京都葛飾区東新小岩 1-1-1-401
自治労と自治労連から国民を守る党

代表 浜田 聡 前参議院議員

事務局長 小澤正人



職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

<陳情理由>

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第 36 条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります（討議資料 3～6 頁）。

チェックオフは、行政が公的な給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することにより、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する、法令上認められた便宜供与制度です。しかし、その資金の一部が政治活動や特定政党の支援に用いられている場合には、制度の趣旨を逸脱し、結果として行政の政治的中立性を損なうおそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補者を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第 52 条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており（討議資料 8～11 頁）、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては

1. 行政の政治的中立性の確保
 2. 地方公務員法第 36 条に基づく政治的行為の制限
 3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重
- という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」（討議資料 12 頁）に記載のとおり、チェックオフを運用するには、

- ① 当該事業場の過半数組合（ない場合は過半数代表者）と行政との間で労使協定（合意文書）を締結すること
 - ② 個々の組合員から組合費支払の委任同意を受けること
- の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性および公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないよう改善を求めます。

<陳情項目>

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。

3. 地方公務員法第 36 条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

討議資料 チェックオフ制度運用の2つのルール（鎌倉市答弁）

鎌倉市議会議事録 平成28年2月定例会（第3号2月15日）

○7番（上畠寛弘議員） 鎌倉市職員労働組合と現評のほうで労働協約を結んでおりますけれども、御存じのとおり、鎌倉市職員労働組合及び現評に関しては、鎌倉市の職員の過半数を占めておりません。これ、何が問題かといいますと、地方公務員法の一般職員に関しましては、チェックオフは条例の定めだけで問題ありません。しかしながら、現評に関して、つまり現業職、一般労務職は、どちらかというところ、地方公務員法よりも、その職務上、労働基準法を遵守しなくてはならないという定めがございます。その中で、労働基準法においては、過半数の労働者が加盟する労働組合の代表者との労使協定、労働協約じゃなくて労使協定、もしくは過半数を占めない場合は、その当該事業所ごと、つまり鎌倉市役所は鎌倉市役所、大船行政センターは大船行政センター、クリーンセンターだとクリーンセンター、その事業所ごとに、その労働者の代表と使用者がきちんと労使協定を結ばないといけない。労働基準法は、労働刑法ですから、これは強制なんですね。これについて、きちんとやらなきゃいけないということでございますけれども、今の鎌倉市の実態として、その当該事業所における、その事業所ごとの労働者の代表と労使協定を結んでいる事実はございますか。

○佐藤尚之 総務部長 ございません。

○7番（上畠寛弘議員） つまり、労働基準法において、現業職は労働基準法に該当しますから、当然ながら、これは労働基準監督署、労働基準監督官からすれば、司法警察官として、是正勧告、もしくは刑事的な責任は問われる事態であると、そういう御認識、つまり、違法、労働基準法違反を犯し、労使協定を結んでいなかったことについて、これについては、やはり違法性がある旨は認めていただけますか。

○佐藤尚之 総務部長 これまで組合員からチェックオフの中止の申し出がなされれば、組合費を控除しないことができることから、これまでは特に法的な問題のことについては、特に認識をしてございませんでした。

今般、議員からいろいろ情報提供していただいて、いろんな条文を読みました。そういった限りにおいては、今の状況が適正ということに関しては、非常に問題があると認識してございまして、この御指摘を踏まえまして、所轄の労働基準監督署にも十分確認をしながら、この問題に対する適正な対応をしていきたいと考えてございます。

○7番（上畠寛弘議員） つまり、これに関しては労働基準法、労働契約法とか、司法ではなく、公法ですから、労働基準法は、これについては、やはり違法性があった旨は、ながら条例に続き、こういったところがあるというのは、人事関係、労務関係がずさんであるということの証左でありますけれども、そのあたり、改めて監査委員の皆様からも御指摘受けた中でも、いまだにこういったところがあったことを改めて反省していただいて、このあたり、やはり違法性があった旨は認め

た上、改善すべきは改善するということで、違法性を認めていただけることと、きちんとそのあたり、所管庁とも相談する旨、お約束いただけますか、部長。違法性を認めるか。

○佐藤尚之 総務部長 コンプライアンスという視点の中で、私自身の反省も含めて、こういった問題について、厳正な対処を今後していきたいと考えてございます。

○7番（上島寛弘議員） つまりは、違法性も認めていただけるということですね。

ここに書いているとおり、判例、お配りもしておりますけれども、やはり判例にのっとって見てください。なぜ労働基準法において過半数の労働者の合意が必要かという、少数の労働者の代表を名乗る者と、使用者がどんどん好き勝手に物事を進めていっちゃいけないから、

当該事業所の過半数の労働者の代表ときちんと協定を結びましょうねと、本来の労働者の権利を保護するために、これは労働基準法において定められているんです。これを鑑みれば、鎌倉市職員労働組合が勝手に労働協約を結んでおりますけれども、それは自分たちのことであつたとしても、その職場に該当することは、やはりそれは労働者の過半数の代表者でないのであれば、それは少数の横暴であるということをきちんと認識を市長側もしていただきたいと思います。

この判例、大変参考になりますので、ぜひ議場にいらっしゃる皆様方、職員の皆様も読んでいただきたいと思いますので、この違法性については、今後改善をすべきだと思いますし、今の条例自体も不正確になっているところであれば、その条例のところも、変えなきゃいけないなというところでございます。

組合のチェックオフに関してですけれども、改めて判例も読んでいただいていると思いますけれども、最高裁判決、平成5年3月25日、第一小法廷判決、皆様のお手元に配っておりますけれども、これにおいては、やはり組合側とか、労働者の代表と協定を結んでいるだけじゃなく、控除に関しては、個々の組合員からの委任の必要性も生じているわけです。つまり、それは取られる側の当然ながら承諾も必要ですと。今は、組合から、もう流れ作業のように、これ控除しておいてください、それだけで終わりなんですね。しかしながら、この社会福祉法人の問題や、ネスレ事件を鑑みれば、そういったところもきちんと必要だということ、この判例も読み込んだ上で、組合員の側の意思もどう確認するかということも検討課題として入れていただけますか、部長。

○佐藤尚之 総務部長 今、御指摘のとおり、個々の職員からの、いわゆる同意といいますか、これが必要になってくるということは、十分認識いたしました。これにつきましても、対応していきたいと考えてございます。

行政に求められる政治的中立性と 地方公務員の職員団体（労働組合）による 政治活動の整合性をめぐる課題

労働組合（職員団体）組合費の給料天引き（チェックオフ）
の運用においては

- ① 行政の政治的中立性の確保
 - ② 地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限
 - ③ 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重
- という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。また、チェックオフには2つの前提条件があります。

本資料は、討議検討の為に原則確認と事例をまとめたものです。

【目次】

1. **地方公務員法第36条「地方公務員の政治的行為の制限」**
— 政治的中立性確保の法的根拠とその趣旨
2. **自治労および自治労連による特定政党・議員支援活動の実態**
— 組織的な政治行動と公務員の政治的行為制限との関係
3. **組合費の一部が特定政党の政治資金に流用されている事例**
— 政治資金規正法および会計処理上の問題点
4. **職員の加入・脱退の自由が十分に保障されていない事例**
— 自由意思の尊重と組合運営の課題
5. **組合費の天引き（チェックオフ）運用のための2つの条件**
— 行政が過半数組合と労使協定（書面）を結ぶと共に、行政が個々の組合員の「同意（委任）書」を受け取ることが必須条件



地方公務員法36条 地方公務員の政治的行為の制限

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（政治的行為の制限）

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること
- 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること
- 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること
- 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

自治労及び自治労連の特定政党の支援活動について

自治労は、日本労働組合総連合会（連合）に加盟し、立憲民主党と政策協定や推薦関係を結び、組織内候補を擁立・支援しています【自治労公式サイト】

自治労連は全国労働組合総連合（全労連）に加盟し、日本共産党と政策的に一致する課題（憲法改正反対、民営化反対等）を推進しています【自治労連公式サイト】

例えば自治労は、組合員に対し選挙で「組織内応援候補に一人一票以上を」と呼び掛けています。また、職員が支払う組合費の一部が、上部団体と政治団体を通し、特定政党と候補に資金提供されている現実があります。

地方公務員の労働組合への加入・非加入は完全に任意です。組合に加入することで政治活動や選挙への協力依頼が生じうる事については、職員個々人が労働組合に参加するかどうかを決定するにあたり、重要な判断材料になるものと考えられます。

参議院選挙における自治労・自治労連による選挙活動例

■自治労中央執行委員長「組合員は組織内候補へ一人一票以上を」

自治労公式ウェブサイトより https://www.jichiro.gr.jp/pltc/27th_san_result/

- 7月20日、第27回参議院議員選挙の投開票が行われ、自治労組織内の「岸まきこ」（立憲民主党）は、再度、比例代表の議席を確保することができた。
- 選挙区では「吉田ただとも」（組織内／大分）、「森本しんじ」（政策協力／広島）は議席を獲得し、「富永あけみ」（組織内／佐賀）は議席獲得に至らなかったものの国政の場に組織内・政策協力議員を送り出し、自治労の政治的影響力を一定維持できた。
- 参議院選挙は、まさに組織力、結集力が問われる選挙戦であり、「組合員1人1票以上」との基本目標を掲げ取り組みを展開した。
- 「中道・リベラル」勢力の拡大にむけ、尽力していく決意であり、単組・県本部、組合員の皆さんのより一層の結集をお願いします。

■京都自治労連委員長「共産党と共産党候補にぜひ支援を」

日本共産党公式ホームページより https://www.jcp.or.jp/akahata/aik25/2025-07-05/2025070504_04_0.html

- 日本共産党の井上さとし参院比例候補と、倉林明子京都選挙区候補は4日朝、京都府庁前と京都市役所前で、出勤する自治体職員らに支援をよびかけました。
- 京都自治労連の福島功委員長は、倉林候補が公務災害認定に尽力したことなどを強調し「公務・公共拡充を掲げる共産党と倉林候補にぜひ支援を」と語りました。

自治労及び自治労連の政治的主張と行動について

自治労および自治労連は、憲法改正反対や辺野古移設反対などの政治的主張をしています。また自治労連の行動綱領には、「行政職員の労働条件改善」を超えた特定の政治的理念（革新自治体建設、日米安保条約破棄等）に基づく行動指針が明記されています。政治的色彩を帯びていることを否定できません。



沖縄新基地許さず、「共謀罪」法案を廃案に。市民と野党で安倍政治の転換を誓う
2017.4.19大集会（自治労連公式サイトより）



「武力で平和はつukれない」「憲法をいかに政治を」の声をあげた。自治労から約500人が参加
（自治労公式サイトより）

行動綱領 「自治労連とは」

自治労連公式ウェブサイトより抜粋

- ✔ われわれは、独占資本・政府の賃金・権利抑制政策に反対し、賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制の実現、人事院勧告制度の打破・・・を要求する。
- ✔ われわれは、反動政府・自治体のもとでも、住民本位の公正民主の自治体行政確立のために努力する。同時に革新自治体建設をめざす。
- ✔ われわれは、憲法改悪と軍国主義復活のあらゆる策動に反対し、核戦争阻止・核兵器緊急廃絶・日米安保条約廃棄・軍事基地撤去を要求する。
- ✔ われわれは、これらの実現のため、一致する要求にもとづき政党・民主的諸勢力との協力・共同の強化、および革新統一戦線の結成に努力し、国政革新をめざす。
- ✔ 職場を基礎に産業別統一闘争を軸に、全国統一闘争に発展合流させ、これと地域共闘の強化・発展・地域闘争を統一してすすめる。
- ✔ われわれは、学習・教育活動を旺盛に展開し、自治体労働者の階級的自覚を高める。

自治労組合費の一部が政治資金に使用されている事例①

連合政治センターや自治労政治フォーラムは、自治労や日教組などの加盟労組からの拠出金や組合員のカンパ・組合費の一部を財源としていとされています。連合政治センターは立憲民主党などへの寄付や推薦候補者の支援に、自治労政治フォーラムも政治資金パーティー券購入や選挙活動支援などに資金を充てていとされます。こうして、組合員から集められた資金が政治団体を経由し、政党や候補者の活動に用いられる仕組みが指摘されています。

公明党作成資料（企業・団体献金は禁止すればすべて解決？）より

<https://www.komei.or.jp/km/otsu-sato-hiroshi/files/2025/04/c46d4f312bc0087b18d1cf5e32131a01.pdf>

9 頁 ◆ 業界団体や労働組合が設立した政治団体

特定の業界や職能団体、労働組合が自らの政策実現を目的として設立した政治団体。これらの団体は、企業・団体からの献金が禁止される中で、政治活動を支援するための寄付を行う可能性があります。

10 頁

① 連合政治センター（労働組合系）

■ 資金の出所：

- ・主に**加盟する労働組合（例：自治労、日教組など）**からの拠出金
- ・個人組合員からの「カンパ」や組合費の一部を活用

■ 資金の流れ：

労働組合 → 連合政治センター（政治団体） → 立憲民主党などの政党支部へ寄付

■ 使われ方：

- ・政党への寄付や推薦候補者への支援金
- ・政治活動（集会、選挙支援活動など）への支出

11 頁

② 自治労政治フォーラム（労組系・地方自治体職員）

■ 資金の出所：

- ・自治労本部や地方支部からの拠出
- ・自治体職員による政治資金カンパ（任意）

■ 資金の流れ：

自治労支部 → 政治フォーラム → 候補者（元職員や推薦候補）への寄付

■ 使われ方：

- ・推薦候補者の政治資金パーティー参加
- ・選挙活動支援（チラシ作成、事務所運営補助など）

自治労組合費の一部が政治資金に使用されている事例②

自治労出身議員の政治資金パーティで、自治労が脱法的献金を行ったことが問題視されました。自治労本部は報道が事実であると認めた上で「他の団体もやっていることだ」と弁明しました。以下は自治労傘下の千代田区職労が疑義を呈した文章です（強調の為、赤線加筆）

自治労のパーティ券購入に関わる区職労見解

千代田区職労執行委員会が公表（2011年1月25日）

- 1、1月11日付けで読売新聞が「自治労パーティ券で『脱法献金』」と報道した。その内容は、組織内候補者の後援会主催の政治資金パーティで、約300人収容の会場に対して、約2000枚のパーティ券を自治労の組合等が購入しており、参加者約300人以外の分は「脱法献金」に当たるとの趣旨である。つまり、政治資金規正法が禁じている労働組合からの献金を脱法的に行なったものというものである。
- 2、この件に関して我々の上部団体である自治労からは、報道は事実であることを認め、かつ「政治資金規正法に沿って合法かつ適切な処理である」「この問題は多くの政治団体に共通する課題である。・・・労働組合の政治活動に対する意図的な中傷といえる」として、他の政治団体もやっていることであり、問題はないとの見解が出されている。
- 3、区職労は、「労働組合は、政党から独立」していること、つまり、組合員の団結上（組合員は要求で団結するもので、思想で団結するものではない）、労働組合は特定の政党支持の立場は取らず、組合員の政党支持の自由を保障することをずっと方針に掲げている。政党との関係では、要求の前進をめざすために、要求や政策の一致することを前提に必要な協力・共同を進めるということを原則にしている。
- 4、そうした立場から、今回の問題を捉えると、①労働組合が特定の政党を支持するのは誤りである、②企業・団体献金は政治をゆがめるものである、③貴重な組合費が特定政党への政治資金として、脱法的に支出されている、という重大な問題があり、改めて、自治労の特定政党支持、組合費の特定政党への政治資金支出を止めるよう求めるものである。

読売新聞だけでなく
しんぶん赤旗も問題視

民主・江崎議員、パー券

300人会場に2000枚販売

自治労購入 脱法的献金の疑い

日本共産党

しんぶん赤旗

2011年1月22日付

自治体関連の労働組合でつくる連合傘下の自治労出身の民主党参院議員、江崎孝氏（比例）の資金管理団体「えさきたかし後援会」が2009年に政治資金集めのパーティーを開催した際、会場は約300人しか収容できないのに、自治労やその各道府県本部などが約2000枚（1枚1万円）のパーティー券を購入していたことがわかりました。
https://www.jcp.or.jp/akahata/aik10/2011-01-22/2011012215_01_1.html

職員団体（労働組合）への 加入実態と課題

新任職員が組合加入を断るのは難しい 自治体職員の声より

職員の声と法的観点から考える自由な職場環境

地方公務員の労働組合への加入は完全に任意です

この事は地方公務員の基本的権利として法律・制度で保障されています。

地方公務員法の規定: 地方公務員は「職員団体（労働組合）を結成することもしないことも、加入することもしないことも自由」であり、組合加入を強制することは許されません。また、一旦加入しても脱退の自由が保障され、組合規約で脱退を禁止・制限することもできません。（地方公務員法第52条の解釈）

不当労働行為の禁止: 使用者（自治体）は労働組合への加入・非加入を理由に職員を差別してはならず、「組合に入らなければ昇任できない」「組合を抜けたら不利益を被る」などを示唆することは、労働組合法上の不当労働行為に当たります（公営企業職員等に直接適用、一般行政職員にも同趣旨が準用）。労働組合法第7条は、組合に加入しないことや脱退を雇用条件とする契約（黄犬契約）を禁じており、公務職場でも加入・脱退は本人の自由意志に委ねられています。

オープンショップ制: 民間企業では、新規雇用された従業員が一定期間内に労働組合に加入しなければならないユニオンショップ制が認められる場合がありますが、自治体職員は任意加入（オープンショップ制）であり、加入・非加入は完全に自由です。

上記の規定に反し、加入・非加入の自由が保障されない事例が少なくないことを次頁より、示します。

職員の意思表示が尊重されない

— 労働組合加入・脱退に関する体験談

職員団体（労働組合）の加入・脱退は自由な個人の権利であるはずですが、現実的には「説明が不十分だった」「本人の意思表示が尊重されない」との声が多く報告されています。

①「新卒で入庁したのですが、組合の十分な説明もないまま、天引きの同意書に
その場で署名・提出させられた」

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q12315948337

労働組合の脱退方法を知りたいです。4月から地方公務員になりました。入職時の説明で労働組合の説明がありました。申込書を配られその場で提出するように言われ、申込書には掛金次々300円とあったので300円ならいいかと思い、時間もなく周りも提出していたので流れで加入届を提出してしまいました。

しかしよく読むと小さく掛金+組合費と書いてあり、実際には月々5000円程度お給料から引かれています。高すぎるので脱退したいのですが、事務に聞いても組合に直接連絡してくださいと言われ、ホームページを調べても問い合わせ先がありません。加入しても控えや会員証があるわけでもなくどのようにすれば脱退できるか困っています。



②「新任職員の女性が入庁日初日の説明会で、組合は入りたくないと言ったところ
部屋にいた数人の組合執行部が女性を取り囲んで恫喝しはじめた」

<https://taroling.com/leave-union/>

入庁日の初日は新規採用職員は、人事から人事規則や給与の仕組みについて説明を受けることになっていました。ひととおり人事からの説明が終わった後、「では次は労働組合からの説明です」（人事）という掛け声とともに、入口から中高年の男性職員らしき人たちが狭い部屋に10名くらいはいてきて部屋を取り囲みました。

<どうして部屋を取り囲む必要があるんだろう、、、？>と少し不信感を抱いていると、正面のリーダーらしき人が、「我々は労働組合の執行部です。これから労働組合の加入書を配るので、名前を書いてください」と、その掛け声とともに周囲にいた他9人の中高年男性が用紙を配り始めました。

それまで人事から採用手続きのために、宣誓書やらなにやらいろいろと書類を書かされてきました。入庁して右も左も分からない新規採用の職員たちにとっては、職場の先輩社員の言うことを拒否するなんて発想はまるでありません。<なんか変な私服来てる怪しいおっさんだけど、みんな名前書いてるし書きちゃえ！>と私も名前を書きました。

そして用紙を回収する時、「よくわからないものに署名はしません！」（新人女性公務員）とちょっと強めの声が後ろから聞こえました。その人は某県庁から転職してきた経験者採用の女性同期でした。

くみんな書いてるのにどうして名前を書かないんだろうな～、別に書けばいいのに。> と思っていると、部屋の隅にいた他の組合員たちがよってたかってその同期のことを取り囲みはじめました。取り囲むと同時に同期女性に対してやいのやいの言い出しました。

くなんかやばい雰囲気だぞ、人事のひと止めないの？> と思って周囲を見渡したものの、人事の人はどこにもいません。組合の説明が始まるときに人事の人はみんな退室していたようです。

部屋にいる大人は組合員だけで、しかも寄ってたかって新入職員の女性を取り囲んで恫喝しているという、なんとも異様な構図が出来上がりました。この光景には、さすがに周りの他の同期たちもざわついていました。

結局その同期女性は加入を拒み続け、時間切れにより同期女性は組合に入りませんでした。給料天引きが掲載された給料明細を見てはじめて、くあのときよくわからないまま労働組合入ったのか！> と思い出しました。当時は、まあ新規採用の公務員ってこういうものなのかなって思いました。

③「脱退を申し出たが、中央委員会で不承認となり、脱退意志が拒否された」

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q13301453958

公務員労働組合の脱退について質問です。私は某市役所で働いている20代ものです。先日、金銭的な理由で組合費を払うことが難しくなったため、労働組合に脱退届を提出しました。労働組合の担当によると、年に2回開かれる中央委員会で脱退の可否について、委員が審議し承認されれば脱退できるということでした。事前に私自身が調べた情報によると、労働組合については、任意加入のため脱退の意思があれば脱退できるとインターネット等の情報や裁判の判例ででているため、脱退が承認されると思っていましたが、中央委員会では不承認という結果で私のもとに通知が来ました。通知の中で、なぜ不承認なのかという理由については特に言及されておらず、ただただ、規約で中央委員会で審査して不承認だから脱退できないという通知でした。私は脱退したいのですが、実質強制的に脱退を認めようとしないうです。

④「採用当初、労働組合への加入はしませんでしたでしたが、研修終了後の配属先で非組合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐めに合い、不本意ながら加入してしまいました」

https://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q11291322126

某市ですが、採用当初、労働組合への加入はしませんでしたでしたが、研修終了後の配属先で非組合員ということで、仕事を教えてもらえない、無視されるなどの陰湿な虐めに合い、不本意ながら加入してしまいました。何年か経ち、仕事にも慣れてきたので、組合から脱退しようと、組合本部へ足を運び脱退を認めるよう意思表示しましたが、執行部からは説得、引き留め工作が続くだけで脱退を認めようとしないうので、自分の給料からの組合費の天引きを停止すべく給与担当課に掛け合いました。

しかし「組合サイドの理解がない限り給与からの天引き停止はしない」という協定（たぶん違法な協定だと思いますが・・・）を盾に拒否されました。

その後何年か経って、組合執行部の不祥事（ヤミ専従など）と、それを当局側が黙認していたことが発覚、新任採用職員の研修中に組合勧誘活動が行われていたことや、給与担当課が業務で職員の給与から組合費の徴収代行業務を行っていることも問題視され、組合員各自が組合指定口座に組合費を納める形に変更され、組合費納入をしない人＝非組合員となり、無事に脱退できました。

⑤「脱退の申し出をすると、引き止めの面接が4回もあったという方がいました。

この面接が事実上脱退を阻む壁となっています」

<https://www.super-yakunin.com/entry/union-leave>

組合は、入会は紙切れ1枚ですが一度入ると脱会が大変です。組合の脱会の手順を物凄くシンプル化すると「申し出→脱会」です。退職時だってそうですね。退職届を受理した時点で有効なわけですよ。

しかし、組合を辞めようとしたらそうは問屋が卸しません。実際どうなっているかと言うと、「申し出→面接1→面接2→面接3→最終面接→脱会」となっています。面接っていったい何??と思われたと思いますが、いわゆる「引き止め」です。

私が本庁にいた頃は、最大で4回引き止めの面接があったという方がいました。この面接が事実上脱会を阻む壁となっています。慰留の面接が4回って、どう考えても脱会をさせないためにわざと回数多くしているとしか思えません・・・。

⑥「政治活動やイベントへの参加を“断りづらい雰囲気”がある」

<https://www.super-yakunin.com/entry/union-leave>

組合活動の一環で、「決起集会」への参加や、集会への参加を求められることがあります。

役職の人間は参加がマストですが、役職のないヒラ組合員も駆り出されます。

正直なところ、自分一人行かなくても問題ないのですが、職場内でほかの人（特に先輩・上司）が参加する中自分だけ参加しないのはバツが悪いので強制イベントと化しています。

政治活動やイベントへの参加を
“断りづらい雰囲気”がある



職場内でほかの人が
参加する中
自分だけ参加しないのは
バツが悪い

⑦自治労幹部が私を引き止め説得する際に『組合に加入しないのは、人としておかしい』と人格否定され、とても嫌な思いをしました。
<https://toraimual.com/page14/bid-451799>

自治労に嫌な思い出があります。わたしは公務員なのですが、毎月給与から天引きされる組合費が気に食わず、辞めさせてくれと自治労に乗り込んだものの会話が全く噛み合わずコイツらと話してても無駄だと思い諦めたという経緯があります。

森口朗氏著「自治労の正体」(扶桑社BOOKS)の序盤にこんなことが書いてありました。

“最近の若い人たちはクレバーですから、自分たちの役に立たない組合などに入ろうとしません。そんな時に組合幹部はこのような言葉を囁きます。「確かに、組合に入っても入らなくても給料は変わらないね。だから、組合に入ると組合費を取られるだけ損という考え方もあるよ。だけど、君たちがもらう給料は、組合が交渉して勝ち取ったものなのだよ。その果実を組合に入らないでもらうなんて、人としておかしいと思わないか？」

これ！全く同じことを言われました！「人としておかしいと思わないか？」
なんスカこの言葉？こんな言葉使う人間の方が明らかに“人としておかしい”でしょ！
すげー冷めた目で見返してやりましたけどね。



これ！全く同じことを言われました！

**組合に入らない選択をしようとしただけで
なんでこんなこと言われたいといけないのか？**

【テーマ】組合費の天引き（チェック・オフ）の注意点

Q 賃金から組合費を天引きする上で注意しなければならないことはありますか。

A

1 チェック・オフとは

使用者と労働組合の協定により、使用者が組合員の賃金から組合費を控除し、それを労働組合に引き渡すことを、チェック・オフといいます。使用者から労働組合に対する便宜供与の一つで、労働組合にとっては、組合費を確実に徴収することができるというメリットがあります。

2 チェック・オフの要件

使用者から労働者に対して支払われる賃金は、全額を支払うことが原則です（賃金全額払の原則・労働基準法第24条第1項本文）。チェック・オフは、賃金の一部を控除するものである一方、労働者にとって組合費支払手続を省けるというメリットもありますが、賃金全額払の原則が適用されるのでしょうか。この点、判例は、賃金全額払の原則の適用を認めているため（済生会中央病院事件・最二小判平成元年12月11日）、この原則の例外要件である、当該事業場の過半数組合（ない場合は労働者の過半数代表者）と使用者との間で労使協定を締結することを満たす必要があります（同項ただし書）。

また、使用者がチェック・オフを有効に行うためには、個々の組合員から組合費支払の委任の同意を受ける必要があります。したがって、使用者は、組合員の同意がないときは、チェック・オフを行うことはできませんし、個々の組合員からチェック・オフの中止の申入れを受けたときは、これに応じる必要があります。

3 チェック・オフが不当労働行為となる場合

チェック・オフは、使用者の便宜供与であり、本来、団体交渉等による合意に基づいて行われるものです。このため、使用者は労働組合に対し、当然にチェック・オフすべき義務を負うものではなく、これを行うかは原則として使用者の自由に任されています。

しかし、使用者によるチェック・オフの廃止については、労働組合の活動・運営や労使関係への影響の点から、労働組合に廃止による不利益を与えてもなお廃止せざるを得ない相当な理由が必要であり、また、労働組合に対してその理由を説明し、善後措置を協議し、十分な猶予期間を設ける等の手続的配慮が必要であるとした裁判例があります（大阪市チェック・オフ廃止事件・東京高判平成30年8月30日）。

また、複数の労働組合併存下で一部の労働組合にのみチェック・オフを認め、それ以外には認めないことや、併存する複数の労働組合に認めていたチェック・オフを、一部の労働組合のみ廃止することは、組合差別により組合弱体化を図るものとして、不当労働行為（支配介入）と判断されることがあります。

【ポイント】

- チェック・オフを行うには、過半数組合等と労使協定を締結するとともに、個々の組合員からも同意を得る必要があります。
- チェック・オフをやむを得ず廃止する場合は、その理由等を労働組合に丁寧に説明しましょう。